

第 902 回 教育委員会会議録

日時 令和 8 年 5 月 20 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 2 時 25 分まで
場所 市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	勝又 英和
3 番 委員	勝又 俊行	4 番 委員	萱沼 泉
5 番 委員	長田 光男	6 番 委員	杉山 ゆかり

陪席者

教育部長	
教育総務課長	教育施設課長
学校教育課長	社会教育課長
図書館調整監	学校給食課長
スポーツ交流課長	
教育総務課副参事	教育施設課副参事
学校教育課主席指導主事	社会教育課課長補佐
社会教育課課長補佐	学校給食課副参事

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主事
----------	---------

議事

御教議第 16 号	第 3 期御殿場市教育振興基本計画について
御教議第 17 号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第 18 号	御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 19 号	御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 20 号	御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 21 号	御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について
御教議第 22 号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 23 号	御殿場市社会教育委員の委嘱について
御教議第 24 号	青少年補導委員の委嘱について
御教議第 25 号	御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 26 号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 27 号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

開会

教育長

本日は委員 5 名の御出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。本日の委員会は、
お手元に配布の日程により進行いたしますので、御了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、こちらから指名いたします。

6 番 杉山 ゆかり 委員 と、

2 番 勝又 英和 委員 をお願いします。

次に会期であります、本日 1 日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

子どもたちに関わる事件・事故の報道が多くあり、心を痛めています。幸いにして、今まで御殿場の子どもたちの事故報告等は無く一安心していますが、現場ではいつも危機感を持ち指導をしてもらっています。5月も半ばを過ぎ、様々な行事が予定されており子どもたちの活動が盛んになってきました。4月で見せた子どもたちの前向きな気持ちが、引き続き継続できるように行事に取り組んでいます。様々な課題がこの時期から表面化をしてきます。課題に対して、適切な対応ができるかどうかで今後1年が決まってきます。丁寧に子どもの立場を理解しながら先生方が指導してくれることを願っています。

遠足や運動会、修学旅行など、予定されている行事は順調に行われています。また、市民の文化活動やスポーツ活動も活発に行われています。過ごしやすいこの時期を有効に使いたいものです。

4月21日 部長連絡会

4月22日 庁議 御殿場市公立幼稚園連絡協議会
交通指導員会歓送迎会

子どもたちの安全のために暑い日も寒い日も悪天候の日でも、早朝から子どもたちを温かく見守っていただいています。今年度末に8人の方の入れ替わりがありましたが、引き続き定数を維持していただいております。ありがたく思います。

4月23日 市防災訓練 人事評価面談（校長）

管理職との人事評価面談は年3回行われます。今回は期首面談で、一年間の重点目標等や特に力を入れていく内容について話を伺いました。前期・後期の2回評価をすることになっています。

4月24日 静岡県都市教育長協議会総会

静岡県の政令指定都市を含んだ全市の教育長が参加する協議会が富士市で行われました。

講師 文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係長 上田 棕也氏

演題 「学びの多様化学校から考える教育の今とこれから」

4月26日 御殿場市文化協会総会

長年、文化振興に尽力した功績のため、文化功労賞を4名の方が受賞されました。

民族文化保存協会	武具刀剣保存会	米光博様
書道連盟	芹澤游葉書道教室	芹澤游葉様
詩吟連盟	御殿場霊峰富嶽会	小川導男様

	美術協会	俳画クラブ	佐藤とみ子様
4月27日	人事評価面談（教頭）	北駿保護司会総会	
4月28日	部長連絡会	人事評価面談（教頭）	家庭教育学級開講式
4月30日	交通安全対策委員会総会	試験委員会	学校医委嘱状伝達
	市PTA連合会委員会		
5月7日～8日	関東都市教育長協議会総会		
	12の県や地区で構成する関東都市教育長協議会の総会が、群馬県高崎市で開催されました。第一分科会（教育行財政）で、掛川市の実践発表があり記録を御殿場市が担当しました。		
5月9日	スポーツ協会総会		
	御殿場市スポーツ協会体育章の表彰式が行われ、第54回全日本クラブ対抗ボウリング選手権大会で見事3位に入った勝又部長が「優秀チーム賞」を受賞しました。		
5月11日	文化財審議会感謝状贈呈	市校長会	
	石田春夫様		
	令和2年度から令和7年度までの6年間、委員として本市の文化振興や調査研究に御尽力をいただきました。		
5月12日	部長連絡会	固定資産評価審査委員会委員辞令交付式	
	駿東地区教育協会第三支部総会		
	杉山ゆかり委員には、講演をしていただき大変に参考になりました。ありがとうございました。		
5月13日～	全国都市教育長協議会総会及び研究大会		
5月15日			
	全国都市教育長協議会総会及び研究大会が、高知県高知市で開催されました。研究大会では、全国の自治体の実践発表が行われ、今後の教育施策を考える上で参考になるものでした。		
5月17日	駿東地区退職校長会総会		
5月19日	部長連絡会	男女共同参画社会づくり推進本部会	
	教頭・主幹教諭・教務主任研修会		

教育長

それでは、はじめに当局から一言お願いします。

教育部長

これまで整備を進めてきました、新図書館「ほんてらす」の開館まで、あと2か月と近づいてまいりました。

今後、6月29日には報道機関向けの内覧会、7月4日には市民見学会を予定しています。

並行して、オープニングセレモニーの準備も進んでおりますが、こうした情報を提供することで、7月19日の新図書館開館を広くお知らせするとともに、開館に向けて雰囲気を盛り上げていきたいと思っております。

なお、内覧会・見学会については、来週の定例記者会見で、報道機関に情報提供いたします。

近日中に新聞等に掲載されると思っておりますので、御紹介させていただきました。

本日の議案は12件となっております。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

御教議第 16 号 第 3 期御殿場市教育振興基本計画について

教育長

それでは、御教議第 16 号「第 3 期御殿場市教育振興基本計画について」を議題といたします。

教育総務課長

それでは、議案第 16 号「第 3 期御殿場市教育振興基本計画について」御説明いたします。御教議第 16 号資料ならびに計画の本書及び概要版を御用意願います。

本計画は、令和 8 年度から施行されました「第五次御殿場市総合計画」及び「御殿場市教育大綱」を踏まえ、その下位計画として、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

これまで市内小中学生へのアンケート調査、教育部内部での検証、ならびに関係部局による庁内検討委員会において協議を重ね、さらに 3 月の教育委員会協議会にて委員の皆さまからいただいた御意見を反映し、この度、最終案として取りまとめ、本日の定例会にお諮りするものです。

それでは、資料に基づき、計画の概要を御説明いたします。

資料 1 ページ、1 の「計画の位置付けと基本理念」および 2 の「計画策定の趣旨」を御覧ください。

本計画は、教育基本法に基づき、本市の教育振興のための施策を体系的に示す指針として位置付けております。現在、人口減少や価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展など、教育を取り巻く環境は激しく変化しております。こうした状況に対応し、子どもから大人まで全ての市民が学び続け、幸福感や生きがいを実感できる「ウェルビーイングの向上」を教育の基盤に据えております。

次に、3 の「計画期間」でございますが、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間としております。

続きまして、4 の「施策の体系」について申し上げます。「概要版」の 2 ページ、または「本書」の 12 ページから 14 ページに掲載しております体系図を併せて御覧ください。今回の最終案の取りまとめにあたりましては、前回の協議会での御意見等を踏まえ、計画の根底にある概念をより現代的な表現へとアップデートいたしました。具体的には、子どもから大人まで全ての市民が学びを通じて「幸福感」や「生きがい」を実感できる「ウェルビーイングの向上」を、全ての施策を貫く共通の基盤として明確に据えております。

この考え方の下、教育大綱の理念を具体化するため、6 つの政策を柱として展開しております。「政策 1.人を育む環境の充実」では、不登校支援や教育 DX の推進に加え、学校・地域・家庭が連携する視点を強化いたしました。

また、「政策 2」から「政策 6」においても、新図書館「ほんてらす」の活用や、

世界遺産富士山の継承、スポーツを通じた健康増進など、市民一人ひとりの心豊かな生活につながる29の主要施策を体系化しております。

前回、第2期計画からの主な変更点といたしましては、最新の統計資料への更新とともに、こうした「幸福感」や「ウェルビーイング」といった用語の定義を整理し、各施策の方向性の中に具体的に反映させた点にあります。これにより、5年間の取組が単なる事業の羅列ではなく、市民の幸せにどう寄与するかという目的をより鮮明にした内容となっております。

次に、6の「計画の推進と進捗管理」についてです。本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルを徹底いたします。毎年、年度当初に重点施策を定めた上で点検・評価を行い、着実な進行管理に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたっては、市内児童生徒を対象としたアンケート結果を貴重な基礎資料として活用いたしました。

子どもたちが「学校が楽しい」と感じ、自らの可能性を信じて成長できるよう、本計画をこれからの5年間における本市教育の羅針盤として進めてまいりたいと考えております。

以上、第3期御殿場市教育振興基本計画の最終案について御説明申し上げます。慎重なる御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第16号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

萱沼委員

前回の委員会で、私の方から、具体的な施策内容について、教育総務課の事業ではない、人材育成の中で商工振興課が所管する「起業家の育成」や「大学のサテライトキャンパス」等について言及させていただきました。中身を詳しく知りたい場合は、直接商工振興課に照会すればよろしいですか。

教育総務課長

御質疑いただいた件ですが、企画課の方が管轄になりますので、そちらに照会すればよろしいかと思えます。こちらを通してお繋ぎすることも可能です。

勝又俊行委員

資料編の91ページ、スマホの利用についてです。アンケートで自分だけが使うスマホ等を持っているかという問いに、小学生は61%、中学生になると約90%が持っているというデータが出ています。どのくらい使っているかという点でも、2～4時間という回答が非常に多くなっています。気になるのは「スマホを使って次の経験をしたことがありますか」という問いで、「知らない人からメールやメッセージが来た」「知らない人とやり取りをした」という項目です。こ

これは教育の中で懸念されるところで、学校教育は当たり前なのですが、それ以前の問題として、スマホのやり取りによる精神的な問題など、色々なところに波及してくると思います。フランス、イギリス、アメリカの州によっては完全に禁止している国も出てきています。日本でも香川県のように条例で利用時間などの条件を定めている例もあります。

静岡県では特にそのような指針は出ておらず、家庭に任せるという考え方のようですが、家庭によって状況は全然違います。ある程度の縛りというか、統一的なものを見せていかないと、子どもは無制限にやってしまいます。市として、小中学校に対してどのような対応を考えているか聞かせてください。

学校教育課長

御殿場市でも、資料にある通り中学生の9割近くが所持しており、トラブルは全くないわけではありません。現状、県と同様にスマホの使い方の指針は出していませんが、他市町の動向を確認しながら、今後このようなものも必要になってくるのではないかと考えております。現在は実態把握に留めている状況でございます。

勝又俊行委員

事件があった後に策を考えるのが通例ですが、世界でも非常に困惑している中で「禁止」という手段も取られています。今後こういうことが起きるだろうと予測して、やっていかなければいけないと思います。最近では高校生が闇バイトに関わるような事件も起きています。ぜひ進めていただきたい。

教育長

学校現場では、スマホの扱いについてかなりの時間を割いて指導しています。子どもに対しても保護者に対しても行っています。条例などで決め込むことは市単独では難しい面もありますが、PTAの動きなど、何らかのものが出てくるかなとは思っています。

勝又俊行委員

小中学校は基本的には原則持ち込みが禁止ですが、授業中や休み時間は使わない、ということはある程度統一はできていますか。

学校教育課長

市の方で統一したものはICTスタッフに出していただいていて、その枠の中で基本的には使用することになります。

勝又俊行委員

災害時などのために持たせている家庭も多いですが、海外では健康上の問題で

禁止している国がほとんどです。本人の健康上の問題も鑑みながら、やっていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

萱沼委員

今の委員の発言に関連してですが、デジタル社会ということで、ICT 機器を利用して授業を進めている姿は理解しております。一方で、デジタル機器を使うことによる「教育効果の弊害」を考えて、スウェーデンなどは教育ツールとしての利用をやめ、紙ベースの授業に戻したという例もあります。

漢字が書けない、文章読解力が低下するといった懸念もあります。自分の言葉で発する力が低下しているという専門家の意見もあり、小論文などで自分の考えを書く際にお手上げ状態になる学生も増えているようです。

この計画は5年間の体系ですが、子どもたちに悪影響を及ぼす傾向が見られた時には、柔軟に変更していく姿勢が必要だと思います。デジタル化は社会のツールとして必要ですが、義務教育課程では、自分で考えて表現することに繋がるよう精査していただきたい。必要であれば、計画の変更にも躊躇なく着手していただくようお願いします。

教育長

他に質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第16号「第3期御殿場市教育振興基本計画について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 17 号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 17 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 17 号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書 4 ページと、御協議第 17 号資料を御用意願います。

御殿場市立学校設置審議会は御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所及び規模に関する事項や、通学区域に関する事項について調査・審議する会でございます。それでは御協議第 17 号資料を御覧ください。

委員の任期は、2 年間となっております。このたび、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期が満了となりましたことから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの、次の任期につきまして、新たに全委員の委嘱を行うものです。

また、委員の人数は、15 人以内で組織することが規定されており、今回委嘱を行う委員は、13 名でございます。内訳につきましては、新任が 5 名、再任が 8 名となっております。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 17 号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 17 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 18 号

御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 18 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました、御教議第 18 号につきまして、説明をいたします。議案書の 5 ページ及び御教議第 18 号資料をお開きください。

就学支援委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学支援の適正を期するため、地方自治法の規定に基づき設置するものです。

委員は、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により 15 人以内とし、医師会の代表、知識と経験を有するもの、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱または任命します。

現在の委員 15 人の任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっていますが、このたび委員 3 人の退任が生じたため、後任の委員について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上となります。御審議の程よろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 18 号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 18 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 19 号

御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

続きまして、御教議第 19 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました御教議第 19 号につきまして、内容を説明いたします。議案書の 6 ページ及び御教議第 19 号資料をお開きください。

就園支援委員会は、特別な支援を必要とする幼児が入園、または在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法の規定に基づき設置するものです。

委員は、御殿場市就園支援委員会設置条例の規定により 10 人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命します。

現在の委員 10 人の任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっていますが、このたび、委員 4 人の退任が生じたため、後任の委員について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今御教議第 19 号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 19 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第20号

御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第20号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第20号につきまして、説明いたします。議案書の7ページ及び御教議第20号資料をお開きください。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法及び御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し、関係機関や諸団体との連携を図るために設置するものです。

委員は、御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により30人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。

現在の委員27人の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっていますが、この度、人事異動等に伴い、委員12人の退任が生じたため、後任の委員について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第20号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第20号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 1 号

御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 1 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 1 号につきまして、説明いたします。議案書の 8 ページ及び御教議第 2 1 号資料をお開きください。

いじめの防止等対策推進委員会は、いじめ防止対策推進法及び御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、設置するものです。

具体的には、いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる「いじめの重大事態」に係る調査を行うことが主な目的となっております。

今回、前委員の任期が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものであります。

推進委員会は、御殿場市いじめの防止等対策推進委員会設置条例の規定により委員 5 人で組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者のうちから委嘱又は任命します。

任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 2 1 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

萱沼委員

この委員の方々は、各所属団体からの推薦をいただいて選任するということですか。

学校教育課長

萱沼委員のおっしゃる通りで、各団体の方から推薦をいただいて選任しております。

教育長

他に質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第21号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 2 号

御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 2 2 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 2 号につきまして、説明いたします。議案書の 9 ページ及び御教議第 2 2 号資料をお開きください。

学校結核対策委員会は、学校における結核対策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置するもので、学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること、精密検査対象児童生徒の管理に関すること等についての調査や審議を行います。

委員は、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により、10 人以内とし、医師会の代表、保健所長、学校関係者、市職員のうちから委嘱又は任命します。

今回、前委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となりましたので、改めて、委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認をお願いするものです。

新たな任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 2 2 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 2 2 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 3 号 御殿場市社会教育委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 3 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第 2 3 号について説明いたします。議案書 10 ページ及び御教議第 2 3 号資料をお願いします。

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため設置するものです。当市では条例に基づき学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱しているもので、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となっております。

この度、年度が替わり、名簿の 1 番と 2 番の学校教育の委員及び 5 番の社会教育の委員が変更になったため、新たに委嘱するものです。なお、任期は前任者の残任期間の令和 9 年 3 月 3 1 日までの 1 年間となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 2 3 号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 2 3 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 4 号 青少年補導委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 4 号「青少年補導委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第 2 4 号について説明します。議案書 1 1 ページ、御教議 2 4 号資料をお願いします。

御教議 2 4 号資料、令和 8 年度の青少年補導委員一覧を御覧ください。

青少年補導委員は、青少年の補導活動を行うことを目的に、御殿場市青少年センター規則に基づき設置しているもので、委員数は 1 2 0 人以内、任期は 1 年となっております。

4 月の定例教育委員会においても、御協議第 1 4 号として上程し、説明させていただきましたが、委員のうち、御殿場南高等学校 P T A 推薦の委員 1 名が過日決まりましたので、改めて議案として上程させていただきます。

委員につきましては、青少年の育成及び保護に関係ある機関及び団体から推薦された委員を、教育委員会が委嘱することとなっております。

委員数は、延べ人数で地区推薦 5 9 名、小中高の学校教職員 3 0 名、小中高の P T A 推薦者 2 0 名の計 1 0 9 名です。

なお、委員の活動は、令和 8 年度は年 3 8 回の街頭補導や校区補導を予定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 2 4 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 2 4 号「青少年補導委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 25 号 御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 25 号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第 25 号について説明します。議案書 12 ページ、御教議第 25 号資料をお願いします。

図書館協議会とは、図書館法に基づき、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」として設置するものです。当市では、条例に基づき、委員数は 10 名以内、任期は 2 年となっております。

委員につきましては、「学校教育に係る者」、「社会教育に係る者」及び「家庭教育の向上に資する活動を行う者」並びに「学識経験のある者」の中から、教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

この度、年度が替わり、1 名の委員が変更になったため、新たに任命をするものです。

新任の委員は、4 番の方となります。任期は前任者の残任期間の令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 25 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 25 号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 26 号

御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 26 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校給食課長

ただいま議題となりました御教議第 26 号について御説明いたします。議案書の 13 ページ及び御教議第 26 号資料をお開きください。

今年度の学校給食センター運営委員会は、給食センターの運営に関する必要な事項について、年間 3 回、御審議をいただく予定です。

今回、前委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市立学校給食センター条例施行規則により 20 人以内とし、学校長、学校校医、学校薬剤師、学校 PTA 代表者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱又は任命します。

委員の任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。

以上説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 26 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 26 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 27 号

御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 27 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

スポーツ交流課長

ただいま議題となりました御教議第 27 号について御説明いたします。

議案書の 14 ページ及び御教議第 27 号資料を御覧ください。

当市では、スポーツ基本法第 31 条の規定に基づき、「御殿場市スポーツ推進審議会条例」を定めております。

当審議会の主な内容として、年 2 回程度審議会を開催し、審議会条例第 2 条の職務にあるスポーツ施設等の整備に関することや、当市のスポーツの推進に関すること等を、御審議いただきます。なお、審議会委員の定数は 20 人以内で組織いたします。

現在の委員の任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日となっておりますが、このたび、令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動等に伴い 2 名の委員が変更になったことから御承認をお願いするものでございます。

本日、審議会条例第 4 条に基づき、御殿場市教育委員会の御意見を聴取させていただいた後、7 月ごろに予定をしております、第 1 回御殿場市スポーツ推進審議会にて、委員を委嘱いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 27 号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 27 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 2 5 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

6 番委員

2 番委員
